

報告事項について

1. タミフル®(オセルタミビル)の処方日数について

北河内こども夜間救急センターにおける医薬品の処方日数については、一次救急医療機関として、他の医療機関で平日の診療が始まるまでを原則としていますが、インフルエンザ感染拡大防止対策や患者の負担軽減を考慮し、インフルエンザ患者に限り、タミフル®(オセルタミビル)の処方日数を「医師の判断により最大5日分」に変更しました。

変更日:令和6年12月28日(土)

【変更前】平日の診療(他の医療機関の診療)が始まるまでの日数分)

【変更後】医師の判断により最大5日分

	変更前		変更後	
	タミフル® (オセルタミビル)	併せて処方する 水薬等	タミフル® (オセルタミビル)	併せて処方する 水薬等
月～金曜日、日曜日		1日分	5日分	1日分
土曜日、祝日の前日		2日または3日分	5日分	2日または3日分
長期休暇 (GW・年末年始)		休み明けまでの日数分(最大5日)	5日分	休み明けまでの日数分 (最大5日)

※タミフル®(オセルタミビル)のみ医師の判断により最大5日分に変更。併せて処方する水薬等は従来どおり、休み明けまで(他の医療機関の診療が始まるまで)使用できる日数分(最大5日)を処方。

1. 宿日直許可の取得について

令和6年9月1日より診療終了を翌朝7時までに延長し、22時から翌朝7時までの9時間で宿日直許可を取得しました。

※別紙のとおり

断続的な宿直勤務許可書

北大阪基署発 1206 第2号
令和6年12月6日

事業の名称 北河内夜間救急センター協議会 北河内こども夜間救急センター
所在地 大阪府枚方市禁野本町2-14-16（枚方市医師会館1階）
代表者職氏名 会長 伏見 隆 殿

北大阪労働基準監督署長



令和6年11月1日付けをもって申請のあった断続的な宿直勤務に従事する者に対する適用除外については、下記の附款を附して許可する。

なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

記

- 1 1回の勤務に従事する者は次のとおりとする。
宿直 1人以内（平日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
2人以内（土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日））
- 2 1人の従事回数は次の回数をこえないこと。
宿直 週1回
- 3 勤務の開始及び終了の時刻は、それぞれ次のとおりとすること。
宿直 開始 22時00分より前に勤務につかせないこと。
終了 7時00分より後に勤務につかせないこと。
- 4 1回の宿直の手当額は平日（祝日を除く）137,250円以上、土日祝日（年末年始（12月29日～1月3日）を除く）164,700円以上、年末年始（12月29日～1月3日）274,500円以上とすること。
- 5 通常の労働に従事させる等許可した勤務の態様と異なる勤務に従事させないこと。
- 6 宿直の勤務につかせる場合は、就寝のための設備を設けること。

（備考）

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。